

新宿滞水池の上部利用基本計画案

はじめに

現在、施工中の新宿滞水池築造工事（平成 24・25 年 2 ヶ年継続工事）につきましては、工事着手に至るまでの間、市民のみなさまと行政との対話に多くの時間を費やしました。

この対話の中から、工事完了後の上部利用に関するみなさまからのご意見、ご要望を反映するために、平成 25 年 5 ～ 7 月にかけて都合 3 回のワークショップを行いました。

今回の上部利用基本計画の提案は、このワークショップでの案をベースに、市が検討を加えてまとめたものです。

計画地の概要

1. 所在地 逗子市新宿 1 丁目 2 2 4 3 番 3 地先
2. 面積 全体敷地面積約 6 0 0 m²
(上部利用エリア約 5 0 0 m² 維持管理エリア約 1 0 0 m²)
3. 区域区分 市街化区域 第一種住居地域 第 4 種風致地区(都市計画道路用地)
4. 案内図



5. 計画地に係る諸条件

- ・ 滞水池の維持管理上、支障のない利用方法とすること
- ・ 将来の都市計画道路としての法定の制限を守ること。
- ・ 周辺の居住者の生活環境を守ること。

基本計画のコンセプト

1. 緑のある空間に

全体を工事着手前の駐車場に戻すのではなく、植栽を配置し、緑豊かな空間とします。また、立ち寄った人の休息場所としてベンチを設置します。

2. 管理体制の構築

管理者は、市道側(入口側)の駐車場エリアと河川側の緑地エリアの植栽の剪定等、緑地の管理も行います。また、夜間の施錠等に責任を持ち、周辺に住む方々の生活環境に配慮します。

ゾーン計画

駐車場エリア(市道側)

- ・ 駐車場用地として、普通車用駐車スペース数台分を確保します。(縦6m×横2.5m/台)
- ・ 駐車スペースは、アスファルト舗装とし、極力緑化に努めます。
- ・ 駐車場エリアと緑地エリアの境に門扉とフェンスを設けます。
- ・ 市道と敷地の境界の入口部分にステンレスポールとチェーンが設置済みです。

緑地エリア(河川側)

- ・ 緑地エリアは、全体に芝を配置します。
- ・ サークルベンチを設け、中心にシンボルツリーとして常緑中木を配置します。
- ・ 北側を芝生広場とします。
- ・ 北側と南側の土地境界に沿って低中木を配置します。
- ・ 南側に花壇及び藤棚とベンチを設置します。
- ・ 施設維持管理用車両の通行部分については、樹脂系舗装、木質系舗装またはインターロッキングとします。

- ・ 緑地エリアは、昼間のみ開放し、夜間は閉鎖して立入禁止にすることで周辺環境の安全に配慮します。

施設管理エリア

- ・ 地下滞水池への階段室の周囲にフェンスを設けます。
- ・ 施設管理エリアは関係者以外立入禁止とし、常時施錠します。
- ・ 河川側と南側に芝を配置します。